

教育委員会提出議案

豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

豊島区立図書館の管理運営に関する規則(昭和54年5月30日教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「申込書により」を「申込書又は電子申請（豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年豊島区条例第44号）第 3 条第 1 項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。以下同じ。）により」に改める。同条第 2 項に「ただし、電子申請により個人登録をした者に対しては、この限りでない。」を加える。同条第 3 項中「提出しなければならない。」を「提出又は提示しなければならない。」に改める。同条第 4 項の見出し中「掲示」を「提示」に改める。同条第 4 項第 2 号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードのうち、図書館利用カードとして利用登録をしたもの」を「情報通信端末の画面に表示された利用者識別情報」に改める。同条第 5 項中「図書館利用カード」を「個人登録」に改め「1年」を「豊島区内（以下「区内」という。）在住者にあつては5年、その他の者に

あつては2年」に改める。

第7条1項中「豊島区内」を「区内」に改める。

第13条第1項第1号中「図書館利用カードの交付」を「個人登録」に改める。

第9条を第10条とし、第10条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(臨時窓口)

第9条 館の改築、改修その他の事由により、条例第4条の規定による休館日が相当期間に及ぶ場合は、当該館の一部事業を行うための臨時窓口を置くことができる。

2 臨時窓口の名称、位置、管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。ただし、第4条第1項から第3項まで及び第5項の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

(説明)

サービスの改廃、変更、臨時窓口の設置等について規定するほか、所要の規定整備を図るため、本案を提出する。

豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について（概要）

1 改正内容

（1）オンライン利用登録について（第 4 条第 1 項～第 3 項関係）

個人貸出に係る利用登録について、従前の紙申請に加え、オンラインでの申請を可能とする。（当初は豊島区内在住者に限って実施する。）

（2）マイナンバーカードによる貸出の終了について（旧第 4 条第 2 項関係）

国の図書館共同利用システムが令和 9 年 3 月末で終了する旨ことが決定旨通知された。公的個人認証法の施行により昨年 5 月よりサービスを休止している中であって特段の問題が生じていないこと、利用が伸び悩んでいること、サービスを継続するためには自区でシステム開発する負担が生じること、スマートフォンによる貸出を開始したこと等を踏まえ、マイナンバーカードでの貸出を終了する。

（3）スマートフォン等による貸出について（第 4 条第 4 項第 2 号関係）

利用カードに代え、スマートフォン、タブレット等に表示されたバーコードを提示することで、貸出可能とする。（利用カードの機能の一部として 1 月より実施したものを規則で明文化する。）

（4）利用登録の更新期限の延長について（第 4 条第 5 項関係）

利用者の負担軽減を図るため、現在 1 年の登録期間（更新期限）を区民は 5 年、区民以外は 2 年に延長する。

（5）臨時窓口の設置について（第 9 条関係）

現在要綱で規定している長期休館中の臨時窓口設置について、規則で規定する。

（6）その他の規定整備

2 施行期日

(2)、(3)、(5) 令和 7 年 4 月 1 日

(1)、(4) 令和 7 年 7 月 1 日

豊島区立図書館の管理運営に関する規則（昭和54年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○豊島区立図書館の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和54年5月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>豊島区立図書館館則（昭和43年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、豊島区立図書館設置条例（昭和39年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）に規定する図書館（以下「館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、もって区民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（平27教委規則15・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 図書館資料—図書資料、視聴覚資料、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するための障害者等用資料及び視覚障害者等用機材をいう。</p> <p>(2) 図書資料—郷土資料、地方行政資料、図書、記録、官報、公報、</p>	<p>○豊島区立図書館の管理運営に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和54年5月30日 教育委員会規則第4号</p> <p>豊島区立図書館館則（昭和43年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、豊島区立図書館設置条例（昭和39年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）に規定する図書館（以下「館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、もって区民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（平27教委規則15・一部改正）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 図書館資料—図書資料、視聴覚資料、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するための障害者等用資料及び視覚障害者等用機材をいう。</p> <p>(2) 図書資料—郷土資料、地方行政資料、図書、記録、官報、公報、</p>

地図、絵画、新聞、雑誌、パンフレット、紙芝居等図書関係資料をいう。

- (3) 視聴覚資料—CD、DVD、ビデオテープ等視聴覚関係資料をいう。
- (4) 視覚障害者等用資料—点字図書、録音図書、活字編集図書及び触る絵本等障害者等用関係資料をいう。
- (5) 視覚障害者等用機材—デジタル録音図書読書機等をいう。

(昭62教委規則10・平7教委規則5・平9教委規則11・平12教委規則25・平19教委規則2・平22教委規則10・平26教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(事業)

第3条 条例第3条第3号の事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 図書館資料の収集及び保存
- (2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 図書館資料の宅配による貸出し
- (5) 読書会、講演会、講習会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会の開催及び奨励
- (6) 読書団体及び視覚障害者福祉団体との連絡及び協力並びに団体活動への援助
- (7) 視覚障害者資料の作成、貸出し及び提供
- (8) 点訳及び朗読・録音等奉仕活動の指導・育成並びに奉仕者の養成

地図、絵画、新聞、雑誌、パンフレット、紙芝居等図書関係資料をいう。

- (3) 視聴覚資料—CD、DVD、ビデオテープ等視聴覚関係資料をいう。
- (4) 視覚障害者等用資料—点字図書、録音図書、活字編集図書及び触る絵本等障害者等用関係資料をいう。
- (5) 視覚障害者等用機材—デジタル録音図書読書機等をいう。

(昭62教委規則10・平7教委規則5・平9教委規則11・平12教委規則25・平19教委規則2・平22教委規則10・平26教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(事業)

第3条 条例第3条第3号の事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 図書館資料の収集及び保存
- (2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 図書館資料の宅配による貸出し
- (5) 読書会、講演会、講習会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会の開催及び奨励
- (6) 読書団体及び視覚障害者福祉団体との連絡及び協力並びに団体活動への援助
- (7) 視覚障害者資料の作成、貸出し及び提供
- (8) 点訳及び朗読・録音等奉仕活動の指導・育成並びに奉仕者の養成

(9) 他の国立、公立及び私立図書館その他読書施設を有する機関、視覚障害者情報提供施設との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借

(10) その他館の目的達成のため必要な事業

2 各館は、前項各号に規定する事業のうち、館の実情に応じ、事業を縮小又は拡大することができる。

(平6教委規則7・平19教委規則2・平26教委規則9・平27教委規則15・一部改正)

(個人貸出し)

第4条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書により、個人登録をしなければならない。

2 館長は、前項の規定により個人登録をした者に図書館利用カードを交付する。

3 個人登録を行おうとする者は、氏名、住所等を確認できるものを提示しなければならない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

4 図書館資料の個人貸出しは、次の各号に掲げるいずれかのものを掲示することにより行う。

(1) 第2項の規定により交付された図書館利用カード

(9) 他の国立、公立及び私立図書館その他読書施設を有する機関、視覚障害者情報提供施設との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借

(10) その他館の目的達成のため必要な事業

2 各館は、前項各号に規定する事業のうち、館の実情に応じ、事業を縮小又は拡大することができる。

(平6教委規則7・平19教委規則2・平26教委規則9・平27教委規則15・一部改正)

(個人貸出し)

第4条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書又は電子申請（豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年豊島区条例第44号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。以下同じ。）により、個人登録をしなければならない。

2 館長は、前項の規定により個人登録をした者に図書館利用カードを交付する。ただし、電子申請により個人登録をした者に対しては、この限りでない。

3 個人登録を行おうとする者は、氏名、住所等を確認できるものを提示又は提出しなければならない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。

4 図書館資料の個人貸出しは、次の各号に掲げるいずれかのものを提示することにより行う。

(1) 第2項の規定により交付された図書館利用カード

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのうち、図書館利用カードとして利用登録をしたもの

- 5 図書館利用カードの有効期間は、1年とする。
- 6 個人貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第1のとおりとする。
- 7 視覚障害者等用機材については、次条第3項から第6項までの規定による。

（昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第6条繰上・一部改正、平20教委規則1・平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第5条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正）

（視覚障害者等への貸出し）

- 第5条 視覚障害者等用資料等の貸出しは、種別の特性及び状態にあわせ、郵送その他の方法によることができる。
- 2 視覚障害者等用資料等の貸出数、貸出期間等については、前条第1項から第6項までの規定を準用する。
- 3 視覚障害者等用機材の長期の貸出しを受けようとする者は、申請書兼借用書を館長に提出する。
- 4 視覚障害者等用機材の貸出期間は1年とする。

(2) 情報通信端末の画面に表示された利用者識別情報

- 5 個人登録の有効期間は、豊島区内（以下「区内」という。）在住者にあつては5年、その他の者にあつては2年とする。
- 6 個人貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第1のとおりとする。
- 7 視覚障害者等用機材については、次条第3項から第6項までの規定による。

（昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第6条繰上・一部改正、平20教委規則1・平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第5条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正）

（視覚障害者等への貸出し）

- 第5条 視覚障害者等用資料等の貸出しは、種別の特性及び状態にあわせ、郵送その他の方法によることができる。
- 2 視覚障害者等用資料等の貸出数、貸出期間等については、前条第1項から第6項までの規定を準用する。
- 3 視覚障害者等用機材の長期の貸出しを受けようとする者は、申請書兼借用書を館長に提出する。
- 4 視覚障害者等用機材の貸出期間は1年とする。

5 視覚障害者等用機材の貸出しを続けて希望する者は、貸出期限満了前1か月以内に更新の手続きを行うものとする。

6 更新の手続きは、申請書兼借用書による。

(昭62教委規則10・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第7条繰上・一部改正、平22教委規則10・平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第6条繰上、平29教委規則9・一部改正)

(団体貸出し)

第6条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書により団体登録をしなければならない。団体登録を行おうとする場合には、当該団体の代表者は代表者の氏名、住所等を確認できるものを提示して申請し、館長が適当と認めた場合に団体登録を行うものとする。

2 図書館資料の団体貸出しは、図書館利用カードによるものとし、前項の規定により団体登録をした団体の代表者にこれを交付する。

3 図書館利用カードの有効期間は、1年とする。

4 団体貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第2のとおりとする。

5 視覚障害者等用機材のデジタル録音図書読書機等については、前条第3項から第6項までの規定による。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第8条繰上・一部改

5 視覚障害者等用機材の貸出しを続けて希望する者は、貸出期限満了前1か月以内に更新の手続きを行うものとする。

6 更新の手続きは、申請書兼借用書による。

(昭62教委規則10・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第7条繰上・一部改正、平22教委規則10・平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第6条繰上、平29教委規則9・一部改正)

(団体貸出し)

第6条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書により団体登録をしなければならない。団体登録を行おうとする場合には、当該団体の代表者は代表者の氏名、住所等を確認できるものを提示して申請し、館長が適当と認めた場合に団体登録を行うものとする。

2 図書館資料の団体貸出しは、図書館利用カードによるものとし、前項の規定により団体登録をした団体の代表者にこれを交付する。

3 図書館利用カードの有効期間は、1年とする。

4 団体貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第2のとおりとする。

5 視覚障害者等用機材のデジタル録音図書読書機等については、前条第3項から第6項までの規定による。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第8条繰上・一部改

正、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第7条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(宅配による貸出し)

第7条 豊島区内に在住し来館することが困難な、高齢者及び身体障害者への図書館資料の貸出しは、自動車（そよかぜ文庫）その他の方法により宅配し、その貸出しをすることができる。

2 前項の貸出しにかかる貸出数、貸出期間等については、教育長が別に定める。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平6教委規則7・平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第9条繰上・一部改正、平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第8条繰上)

(図書貸出コーナー)

第8条 中央図書館に図書貸出コーナーを置く。

2 図書貸出コーナーの名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

3 図書貸出コーナーの管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平6教委規則7・全改、平13教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第10条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第9条繰上・一部改正)

(新設)

正、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第7条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(宅配による貸出し)

第7条 区内に在住し来館することが困難な、高齢者及び身体障害者への図書館資料の貸出しは、自動車（そよかぜ文庫）その他の方法により宅配し、その貸出しをすることができる。

2 前項の貸出しにかかる貸出数、貸出期間等については、教育長が別に定める。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平6教委規則7・平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第9条繰上・一部改正、平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第8条繰上)

(図書貸出コーナー)

第8条 中央図書館に図書貸出コーナーを置く。

2 図書貸出コーナーの名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

3 図書貸出コーナーの管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平6教委規則7・全改、平13教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第10条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第9条繰上・一部改正)

(臨時窓口)

(読書会等への援助)

第9条 読書指導、点訳指導及び声読指導を行う目的で区内において読書会等を組織した者が館の援助を受けようとするときは、館長に申請しなければならない。

- 2 読書会等に対しては、希望により図書館資料の貸出し又は指導者を派遣することができる。
- 3 前項の貸出しについては、第6条の規定を準用する。

(平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第11条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第10条繰上・一部改正)

(利用者の義務)

第10条 利用者は、条例、規則等を遵守し、係員の管理上必要な指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、施設において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設等を破損し、若しくは汚損すること、又はそれらのおそれのある行為をすること。
 - (2) 他の利用者に迷惑若しくは危害を及ぼすこと、又はそれらのおそれのある行為をすること。

第9条 館の改築、改修その他の事由により、条例第4条の規定による休館日が相当期間に及ぶ場合は、当該館の一部事業を行うための臨時窓口を置くことができる。

2 臨時窓口の名称、位置、管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(読書会等への援助)

第10条 読書指導、点訳指導及び声読指導を行う目的で区内において読書会等を組織した者が館の援助を受けようとするときは、館長に申請しなければならない。

- 2 読書会等に対しては、希望により図書館資料の貸出し又は指導者を派遣することができる。
- 3 前項の貸出しについては、第6条の規定を準用する。

(平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第11条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第10条繰上・一部改正)

(利用者の義務)

第11条 利用者は、条例、規則等を遵守し、係員の管理上必要な指示に従わなければならない。

- 2 利用者は、施設において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設等を破損し、若しくは汚損すること、又はそれらのおそれのある行為をすること。
 - (2) 他の利用者に迷惑若しくは危害を及ぼすこと、又はそれらのおそれのある行為をすること。

(3) 前各号のほか、施設等の管理に支障があると認められること。

(平19教委規則 2・追加、平27教委規則15・旧第11条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用の制限)

第11条 館長は、前条に掲げる義務に違反する者に対し、館の利用を制限し、又は退館させることができる。

2 辞書、年鑑その他館長が指定した図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(平19教委規則 2・一部改正、平27教委規則15・旧第12条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用中の資料の返還)

第12条 館長は、必要と認めた場合には、利用者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

(平27教委規則15・旧第13条繰上)

(個人貸出しの制限等)

第13条 館長は次に掲げる者に対しては、資料の個人貸出しを行わないことができる。

- (1) 事実を偽って **図書館利用カードの交付**を受けた者
- (2) 資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくはき損した者
- (3) 貸出しを受けた資料を貸出期限内に返納しなかった者

(平20教委規則 1・全改、平27教委規則15・旧第14条繰上、平

(3) 前各号のほか、施設等の管理に支障があると認められること。

(平19教委規則 2・追加、平27教委規則15・旧第11条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用の制限)

第12条 館長は、前条に掲げる義務に違反する者に対し、館の利用を制限し、又は退館させることができる。

2 辞書、年鑑その他館長が指定した図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(平19教委規則 2・一部改正、平27教委規則15・旧第12条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用中の資料の返還)

第13条 館長は、必要と認めた場合には、利用者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

(平27教委規則15・旧第13条繰上)

(個人貸出しの制限)

第14条 館長は次に掲げる者に対しては、資料の個人貸出しを行わないことができる。

- (1) 事実を偽って **個人登録**を受けた者
- (2) 資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくはき損した者
- (3) 貸出しを受けた資料を貸出期限内に返納しなかった者

(平20教委規則 1・全改、平27教委規則15・旧第14条繰上、平

29教委規則 9 ・ 一部改正)

(損害賠償)

第14条 館長は、利用者が図書館資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくははき損したときは、現品又は相当の金額をもって賠償させることができる。利用者が館の施設、設備、器具等に損害を与えた場合もまた同様とする。

(平12教委規則25・全改、平27教委規則15・旧第15条繰上)

(館長不在時)

第15条 館長に関する事項で緊急を要するものは、館長が不在のとき、館長があらかじめ指定する職員がこれを代行することができる。

(令6教委規則9・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則15・旧第16条繰上、令6教委規則9・旧第15条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の豊島区立図書館館則(昭和43年教育委員会規則第7号。以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき交付を受けている個人貸出券及び団体貸出券は、改正前の規則による有効期間の期間内に限り、なお効力を有するものとする。

29教委規則 9 ・ 一部改正)

(損害賠償)

第15条 館長は、利用者が図書館資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくははき損したときは、現品又は相当の金額をもって賠償させることができる。利用者が館の施設、設備、器具等に損害を与えた場合もまた同様とする。

(平12教委規則25・全改、平27教委規則15・旧第15条繰上)

(館長不在時)

第16条 館長に関する事項で緊急を要するものは、館長が不在のとき、館長があらかじめ指定する職員がこれを代行することができる。

(令6教委規則9・追加)

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則15・旧第16条繰上、令6教委規則9・旧第15条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の豊島区立図書館館則(昭和43年教育委員会規則第7号。以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき交付を受けている個人貸出券及び団体貸出券は、改正前の規則による有効期間の期間内に限り、なお効力を有するものとする。

3 この規則施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年8月20日教委規則第7号）

- 1 この規則は、昭和55年9月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月1日から昭和56年3月31日までの間、この規則による改正後の豊島区立図書館の管理運営に関する規則第5条第1号中「毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日を除く。）及び毎月第3日曜日」とあるのは、中央図書館については、「毎月第1日曜日、第3日曜日及び第5日曜日並びに第2日曜日及び第4日曜日の翌日」と読み替え、別記第2号様式一般・学生用（裏）中「／毎週月曜日／毎月第3日曜日／国民の祝日／年末年始」とあるのは、／「中央図書館／ 毎月第1、第3、第5日曜日／ 毎月第2、第3、第4日曜日の翌日／ 国民の祝日／ 年末年始／巣鴨図書館・千早図書館／ 毎週月曜日／ 毎月第3日曜日／ 国民の祝日／ 年末年始」と読み替えて適用する。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、当分の間、なお使用することができる。

附 則（昭和56年6月23日教委規則第4号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

3 この規則施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年8月20日教委規則第7号）

- 1 この規則は、昭和55年9月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月1日から昭和56年3月31日までの間、この規則による改正後の豊島区立図書館の管理運営に関する規則第5条第1号中「毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日を除く。）及び毎月第3日曜日」とあるのは、中央図書館については、「毎月第1日曜日、第3日曜日及び第5日曜日並びに第2日曜日及び第4日曜日の翌日」と読み替え、別記第2号様式一般・学生用（裏）中「／毎週月曜日／毎月第3日曜日／国民の祝日／年末年始」とあるのは、／「中央図書館／ 毎月第1、第3、第5日曜日／ 毎月第2、第3、第4日曜日の翌日／ 国民の祝日／ 年末年始／巣鴨図書館・千早図書館／ 毎週月曜日／ 毎月第3日曜日／ 国民の祝日／ 年末年始」と読み替えて適用する。
- 3 この規則による改正前の様式の内紙については、当分の間、なお使用することができる。

附 則（昭和56年6月23日教委規則第4号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月24日教委規則第7号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日教委規則第8号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月21日教委規則第10号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日教委規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日教委規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日教委規則第12号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年6月22日教委規則第8号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項

附 則（昭和60年7月24日教委規則第7号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日教委規則第8号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月21日教委規則第10号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日教委規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日教委規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日教委規則第12号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年6月22日教委規則第8号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項

第4号、第9条の改正規定は、平成6年7月1日から施行し、豊島区立中央図書館南長崎図書貸出コーナーは、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成7年6月1日教委規則第5号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年9月22日教委規則第11号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月12日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則の規定は、中央図書館については、平成19年7月16日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお、従前の例による。

第4号、第9条の改正規定は、平成6年7月1日から施行し、豊島区立中央図書館南長崎図書貸出コーナーは、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成7年6月1日教委規則第5号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年9月22日教委規則第11号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月12日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日教委規則第2号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則の規定は、中央図書館については、平成19年7月16日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則（平成20年1月29日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月10日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年5月7日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日教委規則第9号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月13日教委規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日教委規則第9号）

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

附 則（令和6年6月27日教委規則第9号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（平成20年1月29日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月10日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年5月7日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日教委規則第9号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月13日教委規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日教委規則第9号）

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

附 則（令和6年6月27日教委規則第9号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。ただし、第4条第1項

から第3項まで及び第5項の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令6教委規則9・全改）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	20冊以内（区内在住者）	15日以内
	児童図書	15冊以内（区外在住者）	
視聴覚資料	CD	3点以内	15日以内
	DVD・ビデオテープ	2点以内	
視覚障害者等用資料	点字・録音図書 他	10タイトル以内	1か月以内

別表第2（第6条関係）

（平19教委規則2・旧別表第2線下・全改、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧別表第3線下・一部改正、令6教委規則9・一部改正）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	50冊以内〔一般団体〕 150冊以内〔教育福祉関係団体〕	1か月以内
	児童図書		
視覚障害者等用資料	点字・録音図書他	20タイトル以内	1か月以内

別表第1（第4条関係）

（令6教委規則9・全改）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	20冊以内（区内在住者）	15日以内
	児童図書	15冊以内（区外在住者）	
視聴覚資料	CD	3点以内	15日以内
	DVD・ビデオテープ	2点以内	
視覚障害者等用資料	点字・録音図書 他	10タイトル以内	1か月以内

別表第2（第6条関係）

（平19教委規則2・旧別表第2線下・全改、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧別表第3線下・一部改正、令6教委規則9・一部改正）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	50冊以内〔一般団体〕 150冊以内〔教育福祉関係団体〕	1か月以内
	児童図書		
視覚障害者等用資料	点字・録音図書他	20タイトル以内	1か月以内

料			
別表第3（第8条関係） （平19教委規則2・旧別表第3線下・全改、平27教委規則15・ 旧別表第4線下・一部改正） 図書貸出コーナー			
名称		位置	
豊島区立雑司が谷図書貸出コーナー		東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号	

料			
別表第3（第8条関係） （平19教委規則2・旧別表第3線下・全改、平27教委規則15・ 旧別表第4線下・一部改正） 図書貸出コーナー			
名称		位置	
豊島区立雑司が谷図書貸出コーナー		東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号	

○豊島区立図書館の管理運営に関する規則

昭和54年5月30日

教育委員会規則第4号

豊島区立図書館館則（昭和43年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、豊島区立図書館設置条例（昭和39年豊島区条例第12号。以下「条例」という。）に規定する図書館（以下「館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定め、もって区民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（平27教委規則15・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料—図書資料、視聴覚資料、視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）の利用に供するための障害者等用資料及び視覚障害者等用機材をいう。
- (2) 図書資料—郷土資料、地方行政資料、図書、記録、官報、公報、地図、絵画、新聞、雑誌、パンフレット、紙芝居等図書関係資料をいう。
- (3) 視聴覚資料—CD、DVD、ビデオテープ等視聴覚関係資料をいう。
- (4) 視覚障害者等用資料—点字図書、録音図書、活字編集図書及び触る絵本等障害者等用関係資料をいう。
- (5) 視覚障害者等用機材—デジタル録音図書読書機等をいう。

（昭62教委規則10・平7教委規則5・平9教委規則11・平12教委規則25・平19教委規則2・平22教委規則10・平26教委規則9・令6教委規則9・一部改正）

（事業）

第3条 条例第3条第3号の事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 図書館資料の収集及び保存
- (2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 図書館資料の宅配による貸出し
- (5) 読書会、講演会、講習会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会の開催及び奨励
- (6) 読書団体及び視覚障害者福祉団体との連絡及び協力並びに団体活動への援助
- (7) 視覚障害者資料の作成、貸出し及び提供

- (8) 点訳及び朗読・録音等奉仕活動の指導・育成並びに奉仕者の養成
 - (9) 他の国立、公立及び私立図書館その他読書施設を有する機関、視覚障害者情報提供施設との連絡、協力及び図書館資料の相互貸借
 - (10) その他館の目的達成のため必要な事業
- 2 各館は、前項各号に規定する事業のうち、館の実情に応じ、事業を縮小又は拡大することができる。

(平6教委規則7・平19教委規則2・平26教委規則9・平27教委規則15・一部改正)

(個人貸出し)

第4条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書又は電子申請（豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年豊島区条例第44号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申請をいう。以下同じ。）により、個人登録をしなければならない。

- 2 館長は、前項の規定により個人登録をした者に図書館利用カードを交付する。ただし、電子申請により個人登録をした者に対しては、この限りでない。
- 3 個人登録を行おうとする者は、氏名、住所等を確認できるものを提示又は提出しなければならない。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた場合は、この限りではない。
- 4 図書館資料の個人貸出しは、次の各号に掲げるいずれかのものを提示することにより行う。
 - (1) 第2項の規定により交付された図書館利用カード
 - (2) 情報通信端末の画面に表示された利用者識別情報
- 5 個人登録の有効期間は、豊島区内（以下「区内」という。）在住者にあつては5年、その他の者にあつては2年とする。
- 6 個人貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第1のとおりとする。
- 7 視覚障害者等用機材については、次条第3項から第6項までの規定による。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第6条繰上・一部改正、平20教委規則1・平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第5条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(視覚障害者等への貸出し)

第5条 視覚障害者等用資料等の貸出しは、種別の特性及び状態にあわせ、郵送その他の方法によることができる。

- 2 視覚障害者等用資料等の貸出数、貸出期間等については、前条第1項から第6項までの規定を準用する。
- 3 視覚障害者等用機材の長期の貸出しを受けようとする者は、申請書兼借用書を館長に提出する。
- 4 視覚障害者等用機材の貸出期間は1年とする。
- 5 視覚障害者等用機材の貸出しを続けて希望する者は、貸出期限満了前1か月以内に更新の手続きを行うものとする。
- 6 更新の手続きは、申請書兼借用書による。

(昭62教委規則10・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第7条繰上・一部改正、平22教委規則10・平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第6条繰上、平29教委規則9・一部改正)

(団体貸出し)

第6条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード申込書により団体登録をしなければならない。団体登録を行おうとする場合には、当該団体の代表者は代表者の氏名、住所等を確認できるものを提示して申請し、館長が適当と認めた場合に団体登録を行うものとする。

- 2 図書館資料の団体貸出しは、図書館利用カードによるものとし、前項の規定により団体登録をした団体の代表者にこれを交付する。
- 3 図書館利用カードの有効期間は、1年とする。
- 4 団体貸出しのできる図書館資料の種別、貸出数及び貸出期間は、別表第2のとおりとする。
- 5 視覚障害者等用機材のデジタル録音図書読書機等については、前条第3項から第6項までの規定による。

(昭56教委規則4・平4教委規則8・平7教委規則5・平12教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第8条繰上・一部改正、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧第7条繰上・一部改正、平29教委規則9・令6教委規則9・一部改正)

(宅配による貸出し)

第7条 区内に在住し来館することが困難な、高齢者及び身体障害者への図書館資料の貸出しは、自動車（そよかぜ文庫）その他の方法により宅配し、その貸出しをすることができる。

2 前項の貸出しにかかる貸出数、貸出期間等については、教育長が別に定める。

（昭56教委規則4・平4教委規則8・平6教委規則7・平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第9条繰上・一部改正、平26教委規則9・一部改正、平27教委規則15・旧第8条繰上）

（図書貸出コーナー）

第8条 中央図書館に図書貸出コーナーを置く。

2 図書貸出コーナーの名称及び位置は、別表第3のとおりとする。

3 図書貸出コーナーの管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

（平6教委規則7・全改、平13教委規則25・一部改正、平19教委規則2・旧第10条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第9条繰上・一部改正）

（臨時窓口）

第9条 館の改築、改修その他の事由により、条例第4条の規定による休館日が相当期間に及ぶ場合は、当該館の一部事業を行うための臨時窓口を置くことができる。

2 臨時窓口の名称、位置、管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

（読書会等への援助）

第10条 読書指導、点訳指導及び声読指導を行う目的で区内において読書会等を組織した者が館の援助を受けようとするときは、館長に申請しなければならない。

2 読書会等に対しては、希望により図書館資料の貸出し又は指導者を派遣することができる。

3 前項の貸出しについては、第6条の規定を準用する。

（平7教委規則5・一部改正、平19教委規則2・旧第11条繰上・一部改正、平27教委規則15・旧第10条繰上・一部改正）

（利用者の義務）

第11条 利用者は、条例、規則等を遵守し、係員の管理上必要な指示に従わなければならない。

2 利用者は、施設において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を破損し、若しくは汚損すること、又はそれらのおそれのある行為をすること。

(2) 他の利用者に迷惑若しくは危害を及ぼすこと、又はそれらのおそれのある行為をすること。

(3) 前各号のほか、施設等の管理に支障があると認められること。

(平19教委規則 2・追加、平27教委規則15・旧第11条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用の制限)

第12条 館長は、前条に掲げる義務に違反する者に対し、館の利用を制限し、又は退館させることができる。

2 辞書、年鑑その他館長が指定した図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(平19教委規則 2・一部改正、平27教委規則15・旧第12条繰上、平29教委規則 1・一部改正)

(利用中の資料の返還)

第13条 館長は、必要と認めた場合には、利用者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

(平27教委規則15・旧第13条繰上)

(個人貸出しの制限)

第14条 館長は次に掲げる者に対しては資料の個人貸出しを行わないことができる。

- (1) 事実を偽って個人登録を受けた者
- (2) 資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくははき損した者
- (3) 貸出しを受けた資料を貸出期限内に返納しなかった者

(平20教委規則 1・全改、平27教委規則15・旧第14条繰上、平29教委規則 9・一部改正)

(損害賠償)

第15条 館長は、利用者が図書館資料を忘失し、又は著しく汚損し、若しくははき損したときは、現品又は相当の金額をもって賠償させることができる。利用者が館の施設、設備、器具等に損害を与えた場合もまた同様とする。

(平12教委規則25・全改、平27教委規則15・旧第15条繰上)

(館長不在時)

第16条 館長に関する事項で緊急を要するものは、館長が不在のとき、館長があらかじめ指定する職員がこれを代行することができる。

(令6 教委規則9・追加)

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則15・旧第16条繰上、令6 教委規則9・旧第15条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の豊島区立図書館館則（昭和43年教育委員会規則第7号。以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき交付を受けている個人貸出券及び団体貸出券は、改正前の規則による有効期間の期間内に限り、なお効力を有するものとする。
- 3 この規則施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年8月20日教委規則第7号）

- 1 この規則は、昭和55年9月1日から施行する。
- 2 昭和55年9月1日から昭和56年3月31日までの間、この規則による改正後の豊島区立図書館の管理運営に関する規則第5条第1号中「毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌を除く。）及び毎月第3日曜日」とあるのは、中央図書館については、「毎月第1日曜日、第3日曜日及び第5日曜日並びに第2日曜日及び第4日曜日の翌日」と読み替え、別記第2号様式一般・学生用（裏）中「／毎週月曜日／毎月第3日曜日／国民の祝日／年末年始」とあるのは、／「中央図書館／ 毎月第1、第3、第5日曜日／ 毎月第2、第3、第4日曜日の翌日／ 国民の祝日／ 年末年始／巣鴨図書館・千早図書館／ 毎週月曜日／毎月第3日曜日／ 国民の祝日／ 年末年始」／に、別記第2号様式レコード貸出用（裏）中「／毎週月曜日／毎月第3日曜日」とあるのは、／「毎月第1、第3、第5日曜日／毎月第2、第3、第4日曜日の翌日」と読み替えて適用する。
- 3 この規則による改正前の様式の用紙については、当分の間、なお使用することができる。

附 則（昭和56年6月23日教委規則第4号）

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月24日教委規則第7号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日教委規則第8号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月21日教委規則第10号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日教委規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月19日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日教委規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日教委規則第12号）

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年6月22日教委規則第8号）

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号、第9条の改正規定は、平成6年7月1日から施行し、豊島区立中央図書館南長崎図書貸出コーナーは、教育委員会が別に告示する日から利用に供する。

附 則（平成7年6月1日教委規則第5号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年9月22日教委規則第11号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日教委規則第3号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月12日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月20日教委規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第6号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日教委規則第2号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則の規定は、中央図書館については、平成19年7月16日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき個人貸出し又は団体貸出しを受けている図書館資料の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則（平成20年1月29日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月10日教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年5月7日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日教委規則第9号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年7月13日教委規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日教委規則第9号）

この規則は、平成29年9月25日から施行する。

附 則（令和6年6月27日教委規則第9号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項から第3項まで及び第5項の改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（令6教委規則9・全改）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	20冊以内（区内在住者）	15日以内
	児童図書	15冊以内（区外在住者）	
視聴覚資料	CD	3点以内	15日以内

	DVD・ビデオテープ	2点以内	
視覚障害者等用資料	点字・録音図書他	10タイトル以内	1か月以内

別表第2（第6条関係）

（平19教委規則2・旧別表第2繰下・全改、平22教委規則10・一部改正、平27教委規則15・旧別表第3繰上・一部改正、令6教委規則9・一部改正）

	種別	貸出数	貸出期間
図書資料	一般図書	50冊以内〔一般団体〕	1か月以内
	児童図書	150冊以内〔教育福祉関係団体〕	
視覚障害者等用資料	点字・録音図書他	20タイトル以内	1か月以内

別表第3（第8条関係）

（平19教委規則2・旧別表第3繰下・全改、平27教委規則15・旧別表第4繰上・一部改正）

図書貸出コーナー

名称	位置
豊島区立雑司が谷図書貸出コーナー	東京都豊島区雑司が谷三丁目1番7号